

豊かな森林を未来に引き継ぐために！

やまぐち森林づくり県民税を活用して、今こそ間伐！

森林機能回復事業のご案内

山口県では、山地災害の防止をはじめ、水源のかん養、快適な生活環境の形成など、森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させるため、「やまぐち森林づくり県民税」を活用した健全で多様な森林づくりを進めています。

その基幹的な事業である「森林機能回復事業」（旧公益森林整備事業）は、間伐などの手入れが遅れ、荒廃が懸念されるスギ・ヒノキ人工林を対象として、通常より強度の間伐を行うことにより、森林の持つ多面的な機能を回復することを目的に実施しています。

なお、対象森林等の条件は次のとおりとなっていますので、該当する森林をお持ちの方はご相談ください。

■ 対象森林

- 面積：0.1ha 以上
- 私有林
- 36 年生以上のスギ・ヒノキ人工林
- 長期間放置される等、機能が低下している森林 など

※ 保安林については、一定要件を満たす場合に限り、実施が可能となりました。

■ 事業内容

- 40%以上の強度間伐

■ 補助率

- 10/10
(所有者の負担はありません)

■ 事業実施に当たっての約束ごと

- 森林所有者・市・県の3者による20年間の協定書を締結します。
- 協定期間中の皆伐及び宅地造成など森林以外への転用は禁止されています。

実施事例

連絡先：カルスト森林組合（tel：0837-52-3332）

